

# 宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

令和2年4月施行

宮 城 県

# 宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

## 目 次

1	背景と目的	1
2	適用対象施設	2
3	適切な事業実施のために必要な措置	3
(1)	企画・立案時	3
ア	土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続き	
イ	地域との関係構築	
(2)	設計・施工時	6
ア	土地開発の設計・発電設備の設計	
イ	施工	
ウ	周辺環境への配慮	
(3)	運用・管理時	9
ア	保守点検・維持管理	
イ	非常時の対処	
ウ	周辺環境への配慮	
(4)	撤去・処分時	10
ア	撤去・処分等	
イ	事業廃止届出書の提出	
4	県・市町村の役割	11
(1)	県の役割	
(2)	市町村の役割	
5	留意事項	12
別紙1	太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧	13
別紙2	太陽光発電施設設置等に関する手続きフロー	21
別紙3	提出物提出先一覧	22
様式	事業計画書	23

## 1 背景と目的

国では、平成 24(2012)年 7 月から固定価格買取制度が開始され、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進展しています。

県においても、「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」を制定するとともに、「宮城県再生可能エネルギー・省エネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギーの積極的な導入に努めてきております。

本県は、東北地方の中では、比較的晴天日が多く、降雪も少ないことに加え、震災の経験により、自立電源の確保に対する関心の高まりや、国・県・市町村による補助制度による後押しもあり、太陽光発電が県内の再生可能エネルギーの導入拡大を牽引しています。

一方で、近年、太陽光発電施設の設置にあたっては、様々な設置形態の施設が出現しているほか、太陽光発電事業者と地域住民との調整が十分なされていないと考えられる事案が発生しています。

太陽光発電事業は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT法」という。）、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（以下「国のガイドライン」という。）等に基づき、設計・施工や運用・管理、撤去及び処分について、適切な事業の実施が求められているほか、環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に沿った取組みも実施する必要があります。こうした状況を踏まえ、新たに「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定し、FIT法及びFIT法施行規則、国のガイドラインの趣旨を踏まえた手続きを規定することとしました。

本ガイドラインは、県内において、生態系・景観への影響や開発に伴う汚濁水の流入、土砂流出への懸念が高まっている現状を踏まえ、太陽光発電事業者が周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響、災害時のリスクなどを事前に把握すること、また、地域住民に十分配慮しながら、施設を適正に設置・管理することにより、地域と共生した太陽光発電事業となるための取組みを、太陽光発電事業者に促すことを目的としています。

## 2 適用対象施設

本ガイドラインは、令和2年4月1日以降にFIT法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」という。）の認定申請を行う（令和2年4月1日時点で認定申請中を含む）、次の施設を対象とします。

### 〈対象施設〉

- ・設置場所 宮城県内（隣接県にまたがる場合を含む。）
- ・設備 太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するための施設（太陽光パネル等）及びその附属設備）  
※建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号）の屋根、屋上、壁面に設置するものを除く。
- ・施設規模 出力50kW以上（実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合を含む。）  
※出力は、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

### 〈留意事項〉

- (1) 令和2年3月31日以前に、FIT法に基づく事業計画の認定を得た施設及び改正前（平成29年3月31日以前）のFIT法に基づく設備の認定を得た施設についても、本ガイドラインの対象とします。ただし、提出いただくものは、3（1）イ②・③、3（4）イに規定する書類とします。
- (2) 機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検・維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行ってください。
- (3) 国のガイドラインでは、施設規模に関係なく、全ての太陽光発

電施設が対象とされているため、出力 50 k W未満の太陽光発電施設についても、国のガイドラインの規定に従う必要がありますので注意してください。

- (4) F I T法によらない出力 50 k W以上の太陽光発電施設についても、本ガイドラインに従って事業を行ってください。
- (5) 本ガイドラインに規定する事項のほか、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。
- (6) 事業者が変更となる場合には、従前の事業者が地域住民と構築していた関係を継承するとともに、事業に対する要望や苦情・懸念について、改めて意見を確認し、誠意をもって対応してください。

### 3 適切な事業実施のために必要な措置

#### (1) 企画・立案時

##### ア 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続き

##### ・ 関係法令、条例、要綱等の遵守について

土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続きに当たっては、別紙 1 「太陽光発電施設設置に係る法令・条例一覧」を参考に、関係機関と十分な調整を行ってください。

- ① 関係法令、条例、要綱等の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うこと。
- ② 土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認を行うこと。
- ③ 関係法令、条例、要綱等で規定される必要な措置や手続等について、国、県、市町村に確認及び相談し、関係法令、条例、要綱等の規定を遵守すること。

##### ・ 土地の選定・開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域について

国のガイドラインでは、土地の選定、開発計画の策定に当たり、

「関係法令及び条例の適用されている土地や周辺環境においては、発電設備の設置に適さない土地である場合もあり、事業実施に適しているかについて十分に検討を行うことが重要」とされていますので、関係機関と十分な調整を行ってください。

また、関係法令や条例の規制がない区域についても、地域住民の生活環境に影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

## イ 地域との関係構築

### ・ 市町村への相談について

事業者は、地域住民との適切な関係構築を図るに当たり、配慮すべき地域住民（太陽光発電施設の設置が計画される事業区域に存在する自治会、水利関係者など）の範囲などについて、自ら把握するほか、施設設置予定場所の市町村や、施設設置予定場所に近接する市町村に相談してください。

### ・ 事業計画書の提出について

- ① 事業者は、本ガイドラインに係る確認、相談については、県へ問い合わせてください。
- ② 事業者は、FIT法に基づく事業計画の認定申請を行う前に（認定申請中の場合は速やかに）、次の内容を記した事業計画書（様式）を県及び太陽光発電施設を設置する市町村（以下、単に「市町村」という。）へ提出してください。

なお、2（1）に該当する場合は、前記に替えて、FIT法第9条第1項の規定により、国に提出した「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書」（以下「事業計画認定申請書」という。）の写し及びFIT法第9条第3項に基づき、国から認定の通知がなされた場合、その通知書（以下「認定通知書」という。）の写し（旧制度からのみなし認定の場合は「再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】」の写し）を、速やかに、県及び市町村へ提出

してください。

- ・施設設置予定場所（登記上の所在地）
- ・事業予定地の面積（㎡）
- ・事業予定地の登記地目
- ・発電事業者（事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者名、緊急連絡先）
- ・出力（kW）
- ・事業認定申請（予定）年月日

※FIT法に基づく事業計画の認定が得られた場合は、速やかに、国からの認定通知書の写しを県及び市町村へ提出してください。

- ・設置工事着手予定年月日
- ・運転開始予定年月日
- ・事前説明を行った（予定している）相手
- ・関係法令等に基づく手続き状況
- ・運転開始後に保守点検及び維持管理を行う者（予定含む）
- ・その他添付資料（位置図、配置図等場所が特定できる図面等）

③ 事業者は、事業計画書の提出後に計画に記載した次の内容が変更となった場合には、事業計画書を修正のうえ、再度、県及び市町村へ提出してください。

- ・施設設置予定場所（登記上の所在地）
- ・事業予定地の面積（㎡）
- ・発電事業者（事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者名、緊急連絡先）
- ・出力（kW）

なお、2（1）に該当する場合は、前記に替えて、変更認定通知書の写しを県及び市町村へ提出してください。

#### ・地域住民への十分な説明について

④ 事業者は、国のガイドラインの規定を踏まえ、事業計画作成の初

期段階から地域住民と適切な関係構築を図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施すること。

- ⑤ 事業者は、地域住民との関係構築を図るに当たり、事業計画書の内容等について、十分に説明すること。
- ⑥ 事業者は、設計・施工、運用・管理、撤去・処分等の計画や、排水、土砂流出などについて説明を求められた場合には、事業計画作成の早い段階で、改めて地域住民へ説明すること。
- ⑦ 事業者は、地域住民から事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、誠意をもって対応し、理解を得ること。

## (2) 設計・施工時

### ア 土地開発の設計・発電設備の設計

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと。
- ② 関係法令及び条例がない又は適用されない場所においても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うこと。
- ③ 関係法令及び条例の規定に従い、発電設備の設計を行うこと。
- ④ 関係法令及び条例がない又は適用されない場合においても、防災、環境保全、景観保全を考慮し、発電設備の設計を行うこと。

### イ 施工

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。
- ② 関係法令及び条例がない又は適用されない場合においても、防災、環境保全、景観保全を考慮し、施工を行うこと。
- ③ 施工の際は、周辺地域の安全を損なわないようにし、隣接地との境界を確認・確定の上、所有権等の権利を侵害しないようにすること。
- ④ 設置工事に伴う資材や廃棄物等を、周辺に影響がないように、関係法令や条例、県や市町村の指導等に従い、適切に処理すること。



## ウ 周辺環境への配慮

- ① 設計・施工に当たり、長期的に地域との共生を図り、事業を円滑に進めるため、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずること。
- ② 発電設備の外側から見えやすい場所に、事業者名、保守点検責任者名、連絡先等、事業に係る情報を記載した標識を掲示すること。  
なお、出力 20 k W以上の設備は、F I T法上、掲示義務が課せられているが、出力 20 k W未満の設備についてもできる限り事業者情報を掲示することが望ましい。
- ③ 第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備の周囲に柵塀を設置するなど適切な措置を講ずること。

〈適切な柵塀設置の例〉



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

〈標識のイメージ〉

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電施設		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
	発電出力	150kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済 一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	××-××××-×××× ←
保守点検責任者	氏名	霞が関メンテナンス(株) 理事長 産業 二郎
	連絡先	××-××××-×××× ←
運転開始年月日		(西暦)○○○○年×月○日

25cm以上

35cm以上

必要に応じて修正すること

少なくとも  
どちらかを記入する

出典：経済産業省資源エネルギー庁「新FIT制度に基づく標識、柵塀の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」（2018年11月8日）

### (3) 運用・管理時

#### ア 保守点検・維持管理

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。
- ② 関係法令及び条例の規定に従い、発電設備を運転すること。
- ③ 事業計画の認定申請時に提出した保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。
- ④ 発電性能の維持に関する作業(除草時の除草剤利用等)を実施するに当たり、地域住民の生活環境や周辺環境に影響が及ぶことがないようにすること。

#### イ 非常時の対処

- ① 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電(運転)状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。
- ② 発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検・対策等を行うこと。
- ③ 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、県、市町村及び地域住民へ速やかにその旨を連絡すること。
- ④ 被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。
- ⑤ 被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

#### ウ 周辺環境への配慮

- ① 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するとともに、設置時に、県や市町村、地域住民と合意した事項

などがある場合は、当該合意事項に則して適切に対応すること。

- ② 発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理すること。
- ③ 第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずること。
- ④ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うこと。

#### (4) 撤去・処分時

##### ア 撤去・処分等

- ① 事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で積立を行い、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。
- ② 事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じること。
- ③ 発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。
- ④ 発電設備を撤去及び処分する場合は、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照すること。
- ⑤ 事業終了後の設備の撤去などに関して、県や市町村、地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

##### イ 事業廃止届出書の提出

事業者は、FIT法施行規則第11条の規定により、「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」(以下「事業廃止届出書」という。)を提出した場合は、速やかにその写しを県及び市町村へ提出してくだ

さい。

## 4 県・市町村の役割

### (1) 県の役割

県は、本ガイドラインの周知に努めるとともに、事業者に対し、県が所管する関係法令や条例に基づく手続き等についての相談対応などを行うこととします。

- ① 本ガイドラインの周知
- ② 事業者からの相談への対応
  - ・ 関係法令や条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
  - ・ 本ガイドラインの説明
- ③ 事業者からの「事業計画書」の受理
- ④ 事業者からの「認定通知書（写）」の受理
- ⑤ 事業者からの「事業廃止届書（写）」の受理
- ⑥ 関係法令や条例等の違反が疑われる場合の国及び市町村への情報提供

### (2) 市町村の役割

市町村は、当該市町村内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、当該市町村が所管する関係法令や条例の規定に基づく手続きや、地域住民との関係構築等についての相談対応を行うこととします。

- ① 事業者からの相談への対応
  - ・ 関係法令や条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
  - ・ 地域住民との関係構築に当たり、配慮すべき地域住民の範囲などの相談対応
- ② 関係法令や条例等の違反が疑われる場合の県への情報提供
- ③ 事業者からの「事業計画書」の受理
- ④ 事業者からの「認定通知書（写）」の受理
- ⑤ 事業者からの「事業廃止届書（写）」の受理

## 5 留意事項

- 本ガイドラインのうち、設計・施工時、運用・管理時、撤去・処分時の規定は、基本的に、国のガイドラインの規定に従っており、一部抜粋等で構成されています。国のガイドラインに軽微な変更等があり、本ガイドラインに反映されていない事項がある場合は、国のガイドラインに従ってください。
- F I T法の改正や国のガイドライン等が改正されるなど、情勢の変更等があった場合には、必要に応じて、本ガイドラインも改正するものとしします。
- 市町村が独自に太陽光発電施設の設置等に関する条例、指導要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合、本ガイドラインは、当該条例等に対して、補充的に適用されるものとしします。